

全国健康保険協会

徳島支部

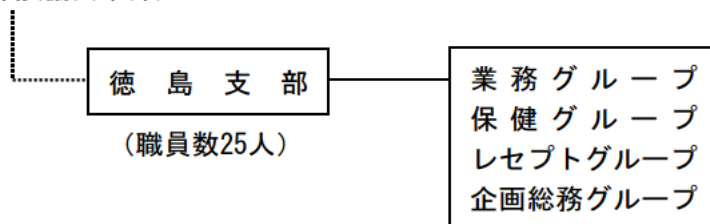
〒770-8541 徳島市沖浜東 3-46 Jビル西館 1 階

TEL (088) 602-0250 FAX (088) 602-0717

(ホームページアドレス) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokushima/>

〔組織及び職員数〕

(全国健康保険協会本部)



設 置 根 拠	健康保険法第 7 条の 4 第 1 項 全国健康保険協会定款第 3 条第 2 項
所 掌 事 務	1 健康保険の被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の交付に関する こと 2 任意継続被保険者の適用、保険料の徴収等に関すること 3 健康保険の療養費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、高 額療養費等の給付に関すること（日雇特例被保険者を含む） 4 レセプトの点検に関すること 5 特定健診・特定保健指導等の保健事業に関すること 6 広報や評議会の運営、事業計画の策定等、支部の企画運営に関すること
管 轄 区 域	徳島県
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：企画総務グループ TEL (088) 602-0251
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	1 健康保険任意継続の手続き、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、各種 保険給付等に関すること 担当：業務グループ TEL (088) 602-0256 2 健診（生活習慣病予防健診・特定健康診査）、保健指導、健康相談、健康づ くり事業等に関すること 担当：保健グループ TEL (088) 602-0264 3 第三者行為（交通事故等）の医療費、「医療費のお知らせ」、レセプト（診療 報酬明細書等）点検に関すること 担当：レセプトグループ TEL (088) 602-0258 4 支部の事業計画、広報、評議会、保険料率、調達関係、経理、その他総務関 係等に関すること 担当：企画総務グループ TEL (088) 602-0251

(注) 全国健康保険協会は、特殊法人ではないが、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法
律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。